

大綱心で交通安全！

～鹿児島県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例などについて～

3月に、自転車関係する交通事故の防止、被害者の保護などを目的に、自転車の利用者、保護者、事業者など、関係者の役割や義務などを定めた県の条例が制定され、**自転車保険への加入や乗車時のヘルメット着用などが義務化**されました。



関係者の役割などについて

自 転 車 利 用 者	自 転 車 利 用 す る 自 転 車 の 点 検 ・ 整 備 ・ 施 錠
自 転 車 貸 付 業 者	貸し出す自転車の点検・整備
事 業 者	従業員への指導や事業で使う自転車の点検・整備
保 護 者	子どもに対する技術や知識の習得
学 校 長	交通安全教育の実施

すでに、施行されている事項は次のとおりです。

- ① 販売業者が、自転車損害保険への加入を確認する義務
- ② 高齢者の同居者などが、高齢者にヘルメットの着用を助言する努力義務

10月1日から義務化される事項

- ① **自転車損害賠償保険**などへの加入
 - * 自転車利用者、自転車貸付業者、事業者が対象です。
- ② **ヘルメットの着用**
 - * 自転車利用者は、同乗の幼児に着用させなければいけません。
 - * 保護者は、中学生以下の子どもに着用させなければいけません。

「大綱心の交通安全プロジェクト」について

本市では、平成27年から鹿児島国体が開催される平成32年までに、年間交通事故死者ゼロを目標とする「大綱心

の交通安全プロジェクト」を推進しています。

▼目標

- ・年間交通事故死者数「0人」^{ゼロ}
- ・交通事故発生件数の半減

▼キャッチフレーズ

「大綱」の語呂合わせで

- ① お～「おはよう」から
- ② お～「おやすみ」まで
- ③ つ～常に交通安全を意識して
- ④ な～無くそう「交通事故!!」

*「薩摩川内市民は大綱の心で、1年365日、朝起きてから夜寝るまで、いつも交通安全を意識する気持ちを持ち、日本一交通事故の少ない、交通マナーの良い、安全・安心なまちを目指す」という意味が込められています。



【問合せ】

- ▼ 鹿児島県交通安全協会薩摩川内地区協会
☎ (25) 3100
- ▼ 本庁防災安全課危機管理グループ
☎ (23) 51111 (内線4932)

▼運動指定日

- ・毎月22日「大綱心で交通安全の日」
- ・川内大綱引当日
- 「交通事故と交通違反ゼロを目指す日」
- ・10月10日「3ライト点灯の日」
- ・12月10日から1月10日まで「5時ライト作戦」

▼運転免許証自主返納メリット制度

運転免許証を自主返納した高齢者を対象に、市内のタクシー会社で利用できるタクシードライバー5000円分を、1回に限り交付します。(平成28年度から実施)